

意見陳述書

2022（令和4）年7月19日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告 崎山 昇

本件訴訟の最終弁論に当たり、意見陳述の時間を取っていただき、裁判官に対しまして、心から感謝申し上げます。私が第1回口頭弁論で意見陳述をしたのが、2017年6月5日でしたので、既に、5年以上が経過しました。この間にも多くの被爆二世が国の援護を受けられず、亡くなっていったであろうことを思うと心が痛みます。

私は、全国被爆二世団体連絡協議会で会長を仰せつかっています、崎山昇と申します。長崎における原告ですが、広島、長崎における「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」の原告団長を務めています。

以前にも申し上げましたが、私の両親は、長崎原爆の被爆者であり、私は被爆二世です。父は、爆心地から4kmの場所で直接被爆し、その後2週間以内に被爆地域に入り、入市被爆しました。長い間、肺気腫と椎間板ヘルニヤを患って、働くことができなくなりました。69歳で呼吸不全のため亡くなりました。母は、爆心地から7kmの場所で被爆しました。晩年、アルツハイマー性認知症を煩い、歩くことも、話すことも、食べることもできなくなりました。膵臓ガンのため81歳で亡くなりました。このように、私たち被爆二世は、被爆者としての親の苦しみを見てきました。

そして、私たちは、自らも原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた原爆の被害者です。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などで亡くなってきました。私も、膵臓に嚢胞があり、母と同じように膵臓がんにかかるのではないかと不安を抱いています。戦争中、原爆が投下された当時には生を授かっていた被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響によって、過去と現在の健康障害に苦しみ、将来の健康不安におびえています。さらに、結婚や就職などにおける深刻な社会的偏見や差別にも苦しんでいます。私たち被爆二世は、原爆の人権侵害の最たるものの一つが、放射線の次世代への影響であることを、自らの体験から強く訴えます。

しかし、戦争を遂行した国は、戦争の結果生み出された被爆二世の苦しみを承知していながら放置してきました。

全国には30万人とも50万人ともいわれる被爆二世が存在しています。この数字は私たちの会が推定したものです。国は、全国にどのくらい

の被爆二世が存在しているのか、それさえも調査しようとしてきませんでした。私たちの会では、1988年12月結成以来、30年以上にわたって、国や国会に対して、原爆二法の適用や被爆者援護法の適用を求め続けてきました。毎年のように国に要請書を提出し、厚生省や厚生労働省と交渉を重ねてきましたし、国会にも働きかけを行ってきました。しかし、国も国会も放置し続けてきました。国も国会も、私たち被爆二世に対して原爆放射線の遺伝的影響による苦しみを与え、さらに自らの戦争遂行主体としての責任を放棄し私たちの苦しみを放置することによって、私たち被爆二世に二重の苦しみを背負わせてきました。

したがって、このままでは国や国会は何もしないだろうと、私たちはやむなく司法の場での解決をめざすことを決意し集団訴訟に至りました。

裁判官に置かれましては、この訴訟の弁論や証拠調べの中で、私たち原告や弁護団が明らかにしてきた、被爆二世が置かれた状況や、原爆放射線の遺伝的影響の可能性があること、そして本来であれば戦争遂行主体であった国が被爆者援護法本来の立法趣旨にのっとり援護しなければならなかったにもかかわらず、故意に援護を怠って放置してきた事実を受け止めていただき、これまでに無念の死に斃れた被爆二世、今苦しみ続けている被爆二世の立場に立った、被害者である被爆二世の立場に立った判決を心からお願いいたします。

これまでに、原告のなかの2人丸尾育朗、井原俊也が、抗がん剤治療によりガンと闘いながらこの訴訟に参加してきました。しかし、7月1日に井原俊也が59歳という若さでこの訴訟の判決を知ることなく無念の死を遂げました。私たち原告をはじめ、全国にいる30万人とも50万人ともいわれる被爆二世、そして日本の過去の植民地支配や侵略戦争の結果、朝鮮半島やその他の国々に存在している全ての被爆二世が、被爆二世への被爆者援護法の適用、被爆二世への法的援護につながるような判決を待ち望んでいます。

今、世界では核の脅威が高まっています。また、一方で核兵器を禁止し、核被害者を援助し、核のない世界を実現しようとする動きが強まっています。原爆放射線の遺伝的影響の可能性を認定し、被爆二世に対する国の法的援護につながるような判決は、このような国際社会の動きを大きく後押しすることになり、核のない世界へつながるものと確信しています。

裁判官に置かれましては、今回の判決が、核のない世界へ向かう国際社会にとって、歴史的に重要な意味をもつこともぜひ念頭に置いていただき、苦しんでいる被爆二世の法的援護、立法的措置につながるような判断を心からお願いし、最終弁論にあたっての意見陳述とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。